

1 事業概要

国の施策に基づき、妊娠期から出産・子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに即した支援につなぐ **伴走型相談支援**と**経済的支援**を一体として実施します。



Point 01

伴走型相談支援

妊娠期～出産～子育てまで、保健師・助産師・保育士等が相談に応じます！

3 回の面談を実施

- ① 妊娠届出時
- ② 妊娠8か月頃（希望者）
- ③ 出生届出後



Point 02

経済的支援

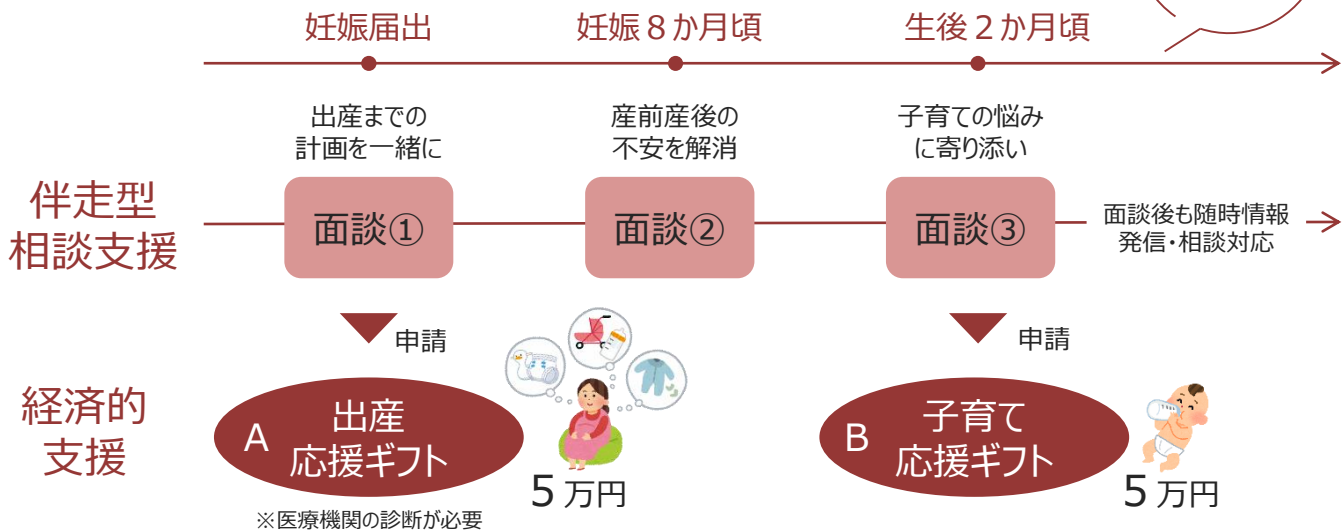
妊娠届出時と出生届出後に経済的な支援を行います！

2 回のギフト支給

- A 出産応援ギフト
妊婦1人あたり5万円
- B 子育て応援ギフト
児童1人あたり5万円



2 支援の流れ



3 応援ギフト支給対象者

- ① 令和4年4月1日以降に出生した児童を養育する方
- ② A 出産応援ギフト：妊娠届出時の面談を受けた方
B 子育て応援ギフト：新生児訪問・乳児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）時に面談を受けた方（里帰り先で面談を受けた方も対象）
- ③ 他の自治体で出産・子育て応援給付（現金やクーポン等）の支給を受けていない方



詳細はこちらから

4 よくあるご質問

Q

申請はどのように行えばいいのでしょうか。

A

妊娠届出時の面談、出産後の面談（新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業）の際にご案内します。

Q

給付金の支給を受ける際の所得制限はありますか。

A

所得制限はありません。

Q

給付金の申請は、対象となる児童の父親または母親のどちらが行いますか。

A

出産応援ギフトは、妊婦に対して給付するものですので、母親の方が申請をお願いします。
子育て応援ギフトについては、児童を養育する方に対して給付するものですので、母親か父親かどちらかの方が申請をお願いします。

Q

出産・子育て応援給付金の振込口座を、申請者以外の名義の口座とすることはできますか。

A

申請者名義の口座への振込が原則です。やむを得ず、別の方の口座への振込を希望する場合は、委任状の提出が必要です。

Q

茨木市に住民票がありますが、里帰り先で新生児訪問を受けました。この場合、茨木市か里帰り先の市町村のどちらへ子育て応援給付金の申請をすればよいですか。

A

住民票がある茨木市に申請してください。

お問
合わせ先

茨木市こども育成部子育て支援課(おにクル2F こども支援センター内)

〒567-0888 茨木市駅前三丁目9番45号 Tel (072)624-9301

受付時間 8:45～17:15

(第2・4月曜日(祝日・振替休日と重なった場合は翌火曜日)、
12月29日～翌年1月3日を除く)